

平成31年3月12日付け新潟県告示第247号（保安林の指定解除予定）

2 ページの

「

- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市市野江乙1002の37（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 3 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市大倉814の2（次の図に示す部分に限る。）、814の3、814の4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

」

は、

「

- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市市野江乙1002の37（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市大倉814の2（次の図に示す部分に限る。）、814の3、814の4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

」

の誤り。